

編集・発行=松戸市水道部
〒270-0027 松戸市二ツ木42番地の2
総務課 ☎ 047(341)0430
工務課 ☎ 047(341)0911
公道漏水等の連絡は工務課へ

水道まつど

平成15年1月1日 現在
給 水 戸 数……35,295戸
給 水 人 口……79,398人
1日1人平均使用量…… 296ℓ

平成13年度決算の状況

平成13年度「水道事業会計」決算の状況をお知らせします。

「水道事業会計」は、日常の給水活動のための経費「収益的収支」と水道施設の建設・改良などのための経費「資本的収支」からなりたっています。

平成13年度の決算は、「収益的収支」においては収入が15億6,197万2千円、支出が15億4,890万4千円と、1,306万8千円の純利益を生じました。

また、「資本的収支」においては収入が6億8,467万1千円、支出が9億5,597万9千円で、収支不足額2億7,130万8千円については、減価償却費などの内部留保資金で補てんしました。

【収益的収支】

■ 収入 15億6,197万2千円

負担金 6,796万3千円
その他 8,205万2千円

■ 支出 15億4,890万4千円

給水収益（水道料金）
14億1,195万7千円
人件費 2億6,792万8千円
委託料 1億8,108万1千円
企業債支払利息 1億5,085万2千円
その他 1億5,458万円
受水費（水の購入費） 4億6,237万7千円
減価償却費 2億6,458万1千円
修繕費 6,750万5千円
負担金（工事負担金及び納付金等）
2億6,247万1千円
一般会計出資金 1億550万円

【資本的収支】

■ 収入 6億8,467万1千円

企業債 3億1,670万円



■ 支出 9億5,597万9千円

建設改良費（布設替工事費等）
7億9,592万9千円

企業債償還金等
1億6,005万円

4月1日から
条例施行

貯水槽水道の衛生管理の充実

松戸市では、水道法の改正に伴いビル・マンションなどに設置されている貯水槽水道の衛生管理の充実を目的に昨年、松戸市議会12月定例会に給水条例の一部改正を提案し、審議を経て可決されました。

今回の改正は、水道事業者と貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を定め、貯水槽水道の管理を適切に行い、安全な水が供給できるようにするものです。

貯水槽水道のうち、簡易専用水道と小規模簡易専用水道は、現在すでに水道法と千葉県小規模水道条例により規制され、管理が義務付けられてきました。その他の貯水槽水道については、規制対象外であり、管理の不徹底がありましたが、今回の条例改正でその他の貯水槽水道についても同様に設置者の管理責任を明確にしました。

さらに、水道事業者の責任として、貯水槽水道の設置者に対する指導・助言などの具体的な関与の方針等と、貯水槽水道の利用者に対し情報の提供を行うことを定めました。

水道部では、貯水槽水道の衛生管理の充実、強化対策をより効果的に進めるため、貯水槽水道の設置者の皆さんに確認調査を行う予定ですので、ご協力をお願いします。

貯水槽水道とは…

水道事業から水の供給を受け、ビル・マンションなどで受水槽・高置水槽を使い居住者等に水を供給する水道を総称して言います。



問 工務課 ☎ 341-0911

簡易専用水道

小規模簡易専用水道

その他の貯水槽水道

貯水槽の有効容量

10m³を超える

10m³以下
利用者50人以上

10m³以下
利用者50人未満

水道法

千葉県小規模水道条例

松戸市水道事業給水条例

摘要法令

- 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
- 貯水槽水道の利用者に対する情報提供
- 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準の遵守
- 貯水槽水道の管理状況に関する検査の実施

(貯水槽水道とは水道法第14条第2項第5号に定めるものです)

悪質な訪問販売に、 ご注意ください。

最近、水道関係者を装った次のような詐欺行為が多発しています。

- 言葉たぐみに、高額な浄水器の設置等を勧め、金銭を要求する。
- 宅内水管の洗浄の必要性を説明し、洗浄後、金銭を要求する。
- 「水が汚れている」と言って、水質検査を行い、金銭を要求する。
- 「漏水調査」と偽って宅内に入り、漏水を発生させて修理代金を要求する。

水道部では、有料で水質検査を行ったり、浄水器の販売及び水管の洗浄等でお客様のお宅にお伺いすることは一切行っていません。

また、漏水の修理についても、連絡せず一方的にお伺いすることはありません。

少しでも不審に感じたときは、身分証明書の提示を求めるか、すぐに総務課までお問い合わせください。

問 総務課 ☎ 341-0430



水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。



松戸市は平成15年4月に市制施行60周年になりますが、市営水道は何年ぐらい経つのですか？

市営水道の給水区域は小金地区と常盤平地区の二つがあります。

小金地区は昭和37年から給水を始めました。また、昭和34年に日本住宅公団により給水を始めた常盤平地区は、昭和45年に松戸市で運営するようになりました。できた当時より現在では利用している人は約10倍、使っている水は約18倍になっています。

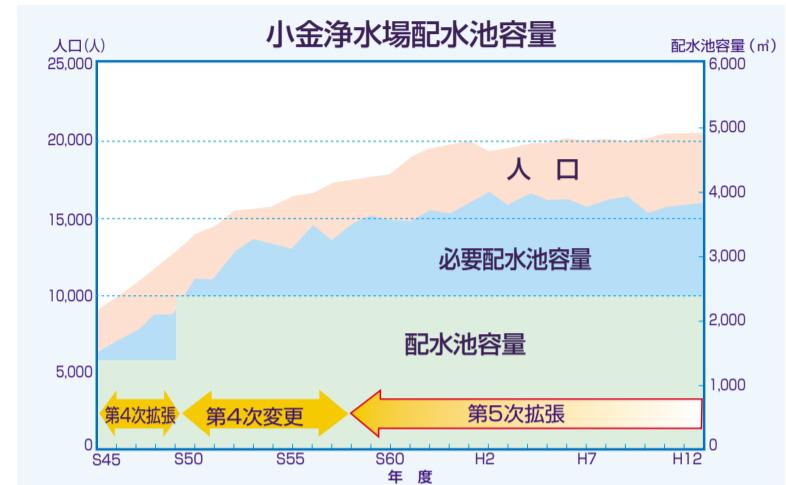
使う水の量が多くなっても、現在の施設で十分ですか？

市営水道では、人口の増加に合わせ、施設規模の拡大を行い、安定した給水ができるようにしてきました。

今までに小金地区で4回、常盤平地区で2回の施設規模の拡大を行ってきました。

5回目の拡大（第5次拡張事業）を昭和58年から進めていますが、いろいろな問題により、まだ、完成していません。右図のように現在は、施設の規模以上の供給となっていますが、工夫をして給水しています。

早く完成させて、安全で安定した給水ができるように努力していきます。



水道に対するお客様へのアンケート調査

■集計結果がまとめました

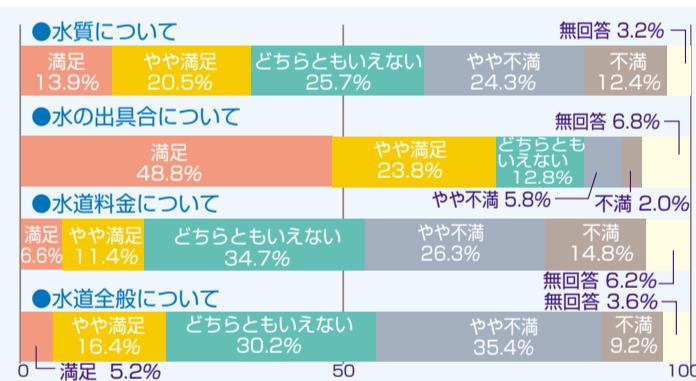
松戸市水道部では、お客様のニーズに対応した事業運営やサービスの向上を積極的に図ることを目的として、給水区域内の方3,000人にアンケート調査を実施しました。その結果の概要をお知らせします。

調査にご協力いただいた皆さんに厚くお礼申し上げますとともに、貴重なご意見として、今後の水道事業の運営にいかしてまいります。

■結果

1. 松戸市営水道に関する満足度

水道に関する満足度をお聞きしました。



■概要

- 調査期間 平成14年9月13日～10月4日
- 調査対象者数 3,000人
- 抽出方法 水道利用者台帳より無作為抽出
- 有効回答者 1,138人 (37.9%)

2. 知りたい情報

お客様の知りたい情報を挙げていただきました。



水道水の水質基準 の一部改正

水道部では水質基準をクリアした安全で良質な水を供給していますが、平成15年4月1日から水道水中の鉛の水質基準が 0.05 mg/l から 0.01 mg/l に改正されます。

鉛給水管使用のお客様においては、朝一番の水や旅行等でしばらく水道を使用しなかった時には水が長時間家庭の給水管に滞留するため、ごく微量の鉛が水に溶け出すことがあります。

念のため、使い始めの水をバケツ一杯程度とり、洗濯や散水等飲料以外の用途に使用することをおすすめします。

なお、水道部では平成2年12月以降に新設された給水管はステンレス管を使用しています。また、現在埋設されている鉛給水管については更新工事等により、順次ステンレス管に取替えていきます。

平成15年4月1日から下水道使用料が改定(値上げ)となります

平均 17.81% 一般標準家庭(月20m³使用)の場合では、270円/月(15.43%)の増額

下水道は、川や海の水質汚濁を防ぎ、生活環境を改善するための重要な施設です。松戸市では下水道の整備を重点施策として進め、平成14年12月末現在では、普及率が70.7%となり全国平均を上回るまでになっています。

しかし、皆さんのご家庭などでお使いになった污水をきれいにするための施設の維持管理費や下水道管等建設のために借り入れた資金の返済費などが年々増大し、厳しい財政状況になっています。そこで、事業の健全な経営を図り、適正な維持管理をしていくために、4月1日から下水道使用料を平均17.81%引き上げさせていただくことになりました。

今後も事業運営の効率化により経費の節減に努めてまいりますので、皆さんの一層のご理解とご協力を願っています。

汚水区分	使用水量(1カ月につき)		現行	改定後
	基本料金	10m ³ まで	800円	900円
一般	超過使用料 1m ³ につき	10m ³ を超え 20m ³ まで	95円	112円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	115円	135円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	130円	159円
		50m ³ を超え 80m ³ まで	190円	233円
		80m ³ を超え 200m ³ まで	230円	282円
		200m ³ を超える分	300円	368円
公衆浴場	1m ³ につき		22円	22円

※なお、詳細につきましては、下水道をご利用の皆さんに別途お知らせします。

お問い合わせ先 下水道普及課 業務係 ☎047-366-7394

水道料金の徴収業務は「第一環境(株)」に委託しています

所在地
連絡先

〒270-2261
松戸市常盤平3丁目26番地の2
常盤平浄水場内
☎ 047 (383) 2100

営業
間

平日 午前8時30分から午後5時まで
土曜日 午前9時から正午まで
*日曜日、祝日はお休みです

取扱い
業務

- 検針業務に関する事
- 水道料金の徴収業務に関する事
- 口座振替に関する事
- 料金等に関する各種届出および問い合わせ等の受付に関する事
- 宅地内の漏水に関する事

コンビニエンスストアで水道料金のお支払いができます。(納入通知書の裏面をご参照ください)